

# かしま応援チケットープレミアム付商品券ー Q&A

## 1 商品券の内容

- ◇発行内容 1冊あたり 1,000円券×15枚（15,000円分）を 10,000円で販売  
【取扱店共通券】10枚 → 取扱加盟店すべてで利用可能  
【専用券】 5枚 → 大型店などを除く指定された店舗でのみ利用可能
- ◇販売数 20,000冊（3億円相当）  
→2次販売：4,665冊
- ◇販売対象者 鹿嶋市民（1世帯2冊上限）  
→2次販売：市民及び市内在勤者，1次販売で購入した方も対象
- ◇利用期間 令和2年10月1日（木）から令和3年2月28日（日）まで

Q1 おつりは出るのか？

A1 おつりは出ません。商品券は1枚1000円単位となります。1,000円以下のお買い物ですと、おつりは出ませんので、ご注意ください。

Q2 商品券の利用期間を過ぎると、持っている商品券は使えないか。

A2 使えなくなります。令和3年2月28日（日）までに使ってください。

Q3 商品券は市内どの店でも使えるのか？

A3 そうではありません。市内でも取扱店舗は限られています。

商品券が使える店舗は、鹿嶋市または商工会HPで確認していただくか、店頭でのぼり旗やポスターを見て、使える券を確認ください。

また、商品券を購入するときにお渡しするチラシにも取扱店舗は載せていますが、9月10日現在のものになります。HPでは随時、最新の情報を載せていますので、HPをご確認ください。

Q4 専用券とはどんなものなのか？

A4 大型店などを除く、指定された店舗でのみ利用できるものです。詳細は鹿嶋市または商工会HPで確認していただくか、店頭でのぼり旗やポスターを見て、使える券の種類を確認ください。

また、商品券を購入するときにお渡しするチラシにも取扱店舗は載せていますが、9月10日現在のものになります。鹿嶋市または商工会HPでは随時、最新の情報を載せていますので、HPをご確認ください。

Q 5 商品券の種類をすべて共通券にできないのか？

A 5 今回の商品券を発行する目的は、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた市内の事業者を支援するものです。利用されるお客様からすると、すべて共通券にした方が良く考えられるかもしれませんが、それでは大型店などへの利用が集中してしまいます。市内に根ざす店舗にも分配したいという考えで、専用券を設けておりますので、ご理解ご協力をお願いします。

Q 6 【1次販売のみ】1世帯2冊上限だが、同じ家に2世帯で住んでいる場合はどうか？

A 6 【1次販売のみ】世帯を別にしていれば、1世帯あたり2冊まで購入できます。

Q 7 【1次販売のみ】1世帯のうち、2名がお互いに申請したことを知らずに申し込んだ場合はどうなるか？

A 7 【1次販売のみ】重複がないか事前にチェックさせていただきます。当選すれば1世帯あたり1枚の購入引換券ハガキを発送します。

Q 8 購入した商品券の盗難、紛失についての保証はあるか？

A 8 商品券の盗難、紛失・滅失等に対して、発行者は責任を負いません。また、いかなる場合でも商品券を新券と交換することはできません。

Q 9 余った商品券を払い戻しできないか？

A 9 商品券は払い戻しできません。ご了承ください。

Q 10 購入した商品券が不要になったので返金してほしい。

A 10 商品券購入後の返金はしません。ご了承ください。

Q 11 外国人でも購入できるか？

A 11 9月1日時点の住民基本台帳に記載されている外国人であれば対象となります。

## 2 商品券の購入方法【事前申込制】 ※詳細は広報かしま9月1日号に掲載予定

◇事前申込期間 令和2年9月1日（火）から9月15日（火）17時まで

→2次販売： 令和2年11月4日（水）から11月11日（水）17時まで

①電子申請もしくは各公民館・鹿嶋市商工観光課・大野出張所の窓口に申請書を提出

②申込多数の場合は抽選とし、当選者に購入引換券ハガキを送付

③ハガキ記載の購入期間（1週間程度）及び指定の郵便局（市内7郵便局のうち1つ）にて購入

※今回は販売窓口が混雑し密集しないよう、購入期間や郵便局を指定させていただきます。

Q12 電子申請ができないが、どうすればよいか。

A12 広報かしま9月1日号【2次販売：11月1日号】に、商品券に関する記事を載せています。ページ下に申請書も付いていますので、必要事項を書いて切り取っていただき、お近くの公民館の窓口か、鹿嶋市役所商工観光課、または大野出張所にお持ちください。

9月15日（火）17時が締切になります【2次販売は11月4日（水）から11月11日（水）17時まで】。多くの人が集まると三密の状態になってしまいますので、そういった場合は時間をずらして提出していただくなど、ご協力をお願いいたします。

Q13 9月15日（火）【2次販売：11月11日（水）】17時を過ぎると、申請できないか。

A13 申請できませんので、期日までに申請ください。

【以下は1次販売の内容】全体の申込で2万冊に達しない場合は、2次販売を行う予定です。その際は広報かしま11月1日号でお知らせする予定ですので、今後の広報に注意してみてください。

Q14 購入引換券ハガキに掲載されている購入期間や郵便局以外でも購入できるのか？（または購入期間や郵便局を変更してもらえないか？）

A14 販売窓口が混雑し密集しないよう、購入期間や郵便局を指定させていただきました。指定外の期間や指定郵便局以外の郵便局でも購入は可能ですが、三密対策のため、ご理解とご協力をお願いします。また、購入時に郵便局が混雑していましたら、**時間を変更いただく等**ご協力をお願いします。

Q15 購入引換券ハガキに記載されている氏名以外の者が、代理で購入できるか。

A15 今回は、本人確認は実施しませんので、届いた購入引換券ハガキをお持ちいただき、購入してください。

三密対策のため、ハガキ記載の購入期間や郵便局での購入に、ご理解とご協力をお願いします。また、購入時に郵便局が混雑していましたら、**時間を変更いただく等**ご協力をお願いします。

Q16 郵便局では、土日祝日に購入できないが、市役所などで販売しないのか？

A16 今回は郵便局のみの販売となり、窓口は9時から17時までになります。指定した期間や郵便局での購入をお願いしたいところですが、事情により難しければ、指定外の期間や指定

郵便局以外の郵便局でも購入は可能ですので、ご検討ください。

Q17 購入引換券ハガキがまだ届かないが、自分は当選になったか？

A17 9月15日までに申し込まれた方は、ほとんどが当選となりました。ただ、同じ世帯で2人以上の申し込みがあった場合は、1人だけ当選になります。他の方は落選となり、落選となった方にはハガキは届きませんので、ご了承ください。

当選になった方には、購入期間に合わせて、購入引換券ハガキを10月下旬にかけ、順番に発送しています。今回は販売窓口が混雑し密集しないよう、購入期間や郵便局を指定させていただいております。

Q18 郵便局での購入に電子マネーやクレジットカードは使えるか？

A18 現金のみの対応となっております。

Q19 購入引換券ハガキを紛失したらどうなるのか？

A19 再発行ができないため、商品券を購入できなくなります。

簡単に再発行してしまうと、仮に、他の家族の人が持っていて商品券を購入してしまい、お客様も再発行のもので購入すると重複購入となってしまいます。商品券はぴったり20,000冊しか印刷していないので、商品券を買えない人が出てしまう可能性があるため、再発行はできませんので、ご了承ください。

家族の他の方が持っていないか、間違って捨ててしまっていないか、もう一度ご確認願います。

Q20 鹿嶋市民ではなく、市内に勤めているが、購入できないか。

A20 9月15日までの事前申請では鹿嶋市民のみとしていましたが、11月4日（水）から11日（水）までの2次販売の事前申請では、市内に勤める方も対象としています。広報かしま11月1日号やホームページでお知らせする予定ですので、今後の広報に注意してみてください。

Q21 事前申請のときに2冊で申し込んだが、1冊に変更できないか。

A21 【2次販売の事前申請期間中に申し込まれた方で、11日（水）まで】住所、氏名、電話番号を教えてください。こちらで変更します。

【上記以外】増やすことはできませんが、**減らすのは可能**です。購入する際に、郵便局窓口でお伝えください。ただ、この申し出のあとから再度2冊に戻すことはできませんので、ご注意ください。

Q22 引換券ハガキでは9時から17時までが対応時間となっている。鹿嶋郵便局では、窓口は19時まで開いているが、対応できないか。

A22 原則、17時までとしていますので、ご協力をお願いします。

### 3 商品券取扱加盟店の申込方法

◇対象 鹿嶋市内の小売業・飲食業・サービス業等の業種

◇申込方法 裏面申請書に必要事項を記入し、鹿嶋市商工会に申請する。

◇申込開始日 令和2年8月20日（木）から

（9月10日（木）までに申請すると、商品券販売時に配布する加盟店名簿に掲載可能）

※期日を過ぎた場合は、HPのみでの掲載となりますので、あらかじめご承知ください。

◇加盟店表示 ポスター・のぼり旗（ポール付）、感染防止対策宣誓書（いばらきアマビエちゃん）を表示。1セットは無料配布し、追加分は1セット1,000円。

Q22 商品券の取扱店舗に申し込みたいが、どうすれば良いか？

A22 鹿嶋市商工会の窓口で所定の申請書にてお申し込みください。その際、通帳の写し、感染防止対策宣誓書の添付が必須条件になっておりますのでご了承ください。

Q23 自分の店舗は、商品券の取扱店舗になるか？

A23 本事業に賛同し所定の申込書にて登録許可された、鹿嶋市内に事業所がある小売業・飲食業・サービス業の業種の方が対象となります（A23に続く。）。

Q24 自分の店舗は、共通券のみの取扱いになるか？

A24 鹿嶋市商工会にて取扱店舗を取りまとめて頂いております。こちらで誤った内容をお伝えしてしまうといけませんので、鹿嶋市商工会に問合せください。TEL0299-82-1919です。